

物件設置申請をされるみなさまへ

福知山市上下水道部下水道課

平成31年2月から物件設置申請の手続きが変更となります

変更点については、下記のとおりとなります。

1 市道占用にかかる書類の提出をお願いいたします。

詳細については、別紙「下水道物件設置申請時に必要な提出書類について」を参考ください。

2 道路河川課への通行制限の書類提出が不要となります。

別添1のとおり（従来、福知山市道路河川課へ提出していただいていた「通行制限」「道路掘削通知」が必要なくなり、代わりに図面等のみを下水道課へ提出していただきます。）

3 適用開始日

平成31年2月受付分からとなります。

担当 下水道課 土木係 中村
TEL : 0773-23-2085

下水道物件設置申請時に必要な提出書類について

1 道路占用許可申請等に必要な提出書類

- ・位置図 ・迂回路図 ・安全対策図
- ・平面図、立面図、横断図、縦断図（これらには占用物件を図示して下さい。）
- ・（舗装）復旧図
- ・【国道及び府道】 着工前の現場写真（3方向） ・施工後の現場写真（3方向）

市道の場合：

- ・これらの書類を7部用意し、福知山市下水道課へご提出下さい。占用許可申請は福知山市下水道課にて行います。
- ・必要な自治会への周知は、施工業者様にてお願いいたします。
- ・舗装復旧の方法等については、事前に福知山市道路河川課と協議を行なって下さい。

国道及び府道の場合：

- ・これらの書類を4部用意し、福知山市下水道課へご提出下さい。占用許可申請は福知山市下水道課にて行います。
- ・舗装復旧の方法等については、事前に国及びの府の担当部署と協議を行なって下さい。

里道の場合：

- ・里道の状況や工事の内容により提出書類が異なるため、占用が必要な場合は、事前にご相談下さい。
- ・舗装復旧の方法等については、事前に福知山市用地課と協議を行なって下さい。

2 占用申請から許可までの期間

市道の場合：

毎週火曜日の正午を提出期限とし、その翌々週に占用許可が下ります。

例) 2月5日(火)の正午までに提出 → 2月18日の週に許可

※祝日等による連休を挟む場合は提出期限が早まる場合がありますので、予めお問い合わせ下さい。

※申請書類に不備等がある場合は、許可が遅れる場合がありますので、予めご承知下さい。

国道及び府道の場合：

提出から許可には1ヶ月から2ヶ月かかることもありますので、十分余裕をみて手続きをお願いします。

3 その他

施工する場合には、給水管等以外の埋設物（水道管、下水道管、防火水槽、ガスパイプ、通信線、電力線等）について、必ず事前に調査し、その管理事業者と工事立会い等の十分な調整をしておいてください。